



長野県報

9月30日(月)
令和元年
(2019年)
号外

目次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) 1



公 告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

令和元年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

長野県の人事行政の運営等の状況

令和元年9月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	6
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	8
(1)	勤務時間の状況	8
(2)	時差勤務の状況	8
(3)	休暇及び休業等の状況	9
(4)	時間外（超過）勤務の状況	9
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	10
(1)	分限処分数	10
(2)	懲戒処分数	10
4	職員のサービスの状況	11
(1)	職員のサービス違反	11
(2)	営利企業等の従事許可	11
5	職員の研修及び人事評価の状況	12
(1)	職員研修の実績	12
(2)	人事評価の実施状況	13
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	14
(1)	健康診断等の実施状況	14
(2)	共済組合の負担金・掛金	15
(3)	職員互助会の掛金・補助金	16
(4)	公務・通勤災害の認定状況	17
7	職員給与等の状況	18
(1)	人件費の状況	18
(2)	職員給与費の状況	18
(3)	ラスパイレス指数の状況	18
(4)	給与改定の状況	19
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	19
(6)	職員の初任給の状況	21
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(8)	級別職員数等の状況	22
(9)	職員の手当の状況	25
(10)	特別職の報酬等の状況	38
(11)	公営企業職員の状況	39
8	職員の競争試験及び選考の状況	46
(1)	採用試験の日程	46
(2)	採用試験の実施状況	53
(3)	採用選考の実施状況	55
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	58
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	61
11	不利益処分に関する審査請求の状況	61

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（平成30年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	大学卒業程度	事務	82	
			技術	52	
			(大学卒業程度計)	134	
		短大卒業程度	事務	1	
			技術	1	
			(短大卒業程度計)	2	
		高校卒業程度	事務	3	
			技術	6	
			(高校卒業程度計)	9	
	教育	小・中学校事務職員		20	
	警察	警察官 A		89	
		警察官 B		85	
		警察職員（大学卒業程度）		8	
警察職員（高校卒業程度）		6			
試験採用計				353	
選考	一般	特定任期付	事務	0	
			技術	0	
		一般任期付	事務	2	
			技術	8	
		任期付研究員	技術	0	
		身体障がい者	事務	1	
			技術	0	
		社会人経験者	事務	15	
			技術	11	
		外郭団体職員	事務	0	
			技術	0	
		看護師	技術	3	
		医師	技術	1	
		獣医師	技術	9	
		理学療法士等	技術	1	
		看護大学等教員	教員	4	
		割愛	事務	3	
			技術	6	
		技能労務職	技術	0	
			再任用	事務	40
				技術	26
	教員	0			
	その他	事務	0		
		技術	3		
	教育	教諭		418	
		養護教諭		26	
		栄養教諭		7	
		寄宿舎指導員・実習助手		17	
		再任用		351	
		身体障がい者	小・中学校事務職員	1	
	警察	警察官		35	
		警察職員		0	
		再任用	警察官	4	
警察職員			4		
選考採用計				996	
合計				1,349	

(2) 退職者数（平成30年度）

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	16
	課長級	73
	課長補佐級以下	98
	計	187
早期	部長級	5
	課長級	11
	課長補佐級以下	148
	計(※1)	164 (22)
合 計		351

② 教育行政

(人)

区 分		小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	105	19	4	128
	教頭等	13	1	0	14
	教諭等	282	120	35	437
	事務・栄養職員	13	0	2	15
	計	413	140	41	594
早期	校 長	1	0	0	1
	教頭等	3	2	0	5
	教諭等	94	41	26	161
	事務・栄養職員	6	0	3	9
	計(※1)	104 (57)	43 (21)	29 (14)	176 (92)
合 計		517	183	70	770

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	82
	警察職員	7
	計	89
早期	警察官	112
	警察職員	6
	計(※1)	118 (0)
合 計		207

(※1) 早期退職者のうち早期退職募集制度認定者数

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (平成30年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	51
課 長 級	342
課長補佐級	413
係 長 級	546
そ の 他	857
計	2,209

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	230	37	3	270
教頭等	229	68	3	300
教諭等	1,622	374	198	2,194
事務・栄養職員	157			157
計	2,238	479	204	2,921

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,236
警察職員	132
計	1,368

② 昇任者数 (平成30年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	25
課 長	110
課長補佐	151
係 長	135
計	421

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	110	23	3	136
教頭等	120	32	8	160
計	230	55	11	296

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	12
	警 部	25
警察職員	管理幹	4
	課長補佐	7
計		48

(4) 派遣職員数 (平成30年4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	62	67	10
民間・NPO・大学	21	134	1
都道府県	8	1	29
省庁等	15	19	30
公益的法人等	90	20	0
計	196	241	70

(5) 女性職員の登用状況 (平成30年4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	77	4	5.2%	
	課長級	624	46	7.4%	
	課長補佐級	890	93	10.4%	
	係長級	1,250	287	23.0%	
	計(※1)	2,841	430	15.1%	
教育行政	校長	631	74	11.7%	
	教頭等	685	136	19.9%	
	計	1,316	210	16.0%	
警察行政	警察官	警視	121	1	0.8%
		警部	254	2	0.8%
	警察職員	管理幹	25	2	8.0%
		課長補佐	68	9	13.2%
	計	468	14	3.0%	

(※1) 教育職を除く。

(6) 退職管理の状況

退職職員の再就職状況（平成30年度）

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号）に基づく届出の状況です。

区分		国又は 地方公 共団体 の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 (注1)	公益 法人	学校 法人等 (注2)	その他 の非営 利法人	営利 法人	その他	合計
一般行政	部長級	1	0	3	3	0	5	3	2	17
	課長級	2	1	6	3	3	15	6	0	36
	課長補佐 級以下	29	5	6	1	2	4	9	0	56
	計	32	6	15	7	5	24	18	2	109
教育行政	校長級	5	0	0	1	6	0	0	1	13
	教頭級	0	1	0	0	3	0	0	0	4
	計	5	1	0	1	9	0	0	1	17
警察行政	部長級	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	課長級	0	0	0	0	0	10	4	0	14
	計	1	0	0	0	0	11	4	0	16
合計		38	7	15	8	14	35	22	3	142

(注1) 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。

(注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

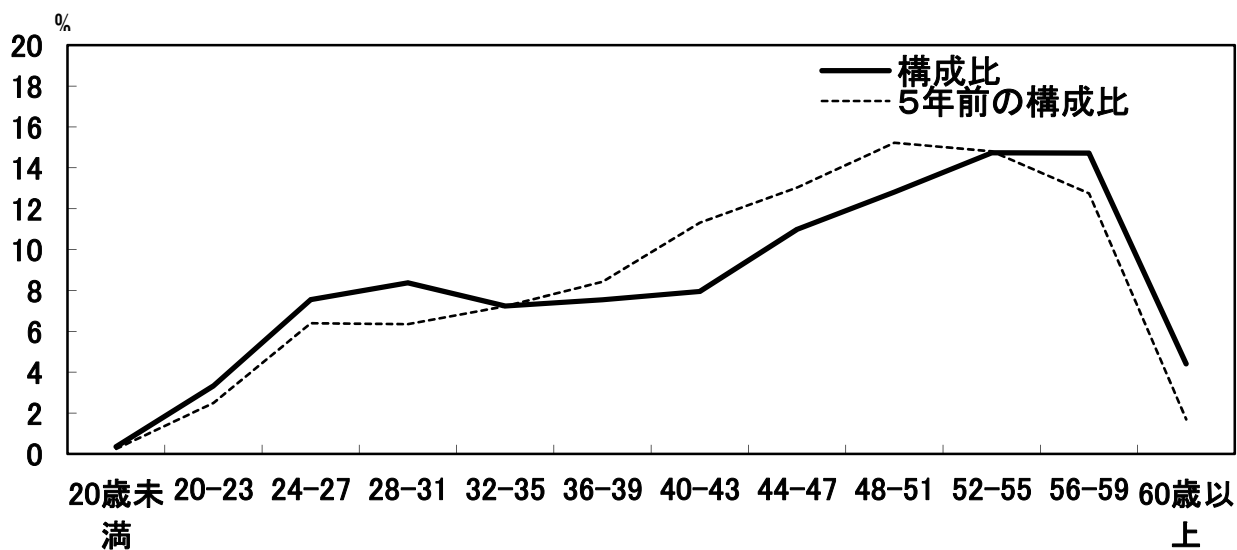
(人)

部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	令和元年	平成30年	令和元年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	39	40	1		
		総務企画	809	806	△3		
		税務	247	245	△2		
		民生	421	422	1		
		衛生	854	837	△17		
		労働	151	152	1		
		農林水産	1,222	1,207	△15		
		商工	332	342	10	営業局の設置	
		土木	1,010	1,009	△1		
		計	5,085	5,060	△25		
	教育部門	17,140	17,095	△45	児童・生徒数の減による減員等		
	警察部門	3,937	3,947	10	警察官の増		
	小 計	26,162	26,102	△60	(参考：人口10万人あたりの職員数1,272.01人)		
計 公 部 営 門 企 業 業 等 会	病院	0	0	0			
	水道	50	50	0			
	下水道	55	57	2			
	その他	72	74	2			
	小 計	177	181	4			
合 計		26,339 [28,403]	26,283 [28,403]	△56	(参考：人口10万人あたりの職員数1,280.83人)		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	93人	876人	1,988人	2,204人	1,907人	1,985人	2,095人	2,895人	3,375人	3,881人	3,878人	1,162人	26,339人

③ 職員数の推移

部門	区分	年次						過去5年間の増減数(率)
		26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	
一般行政		5,109	5,088	5,078	5,080	5,085	5,060	△49 (△1.0%)
教育		17,656	17,645	17,558	17,372	17,140	17,095	△561 (△3.2%)
警察		3,871	3,894	3,910	3,927	3,937	3,947	76 (2.0%)
普通会計計		26,636	26,627	26,546	26,379	26,162	26,102	△534 (△2.0%)
公営企業等会計計		147	159	160	161	177	181	34 (23.1%)
総合計		26,783	26,786	26,706	26,540	26,339	26,283	△500 (△1.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成30年度）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分～8時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 時差勤務の状況（平成30年度）

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	2,844回	820人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	970回	7人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前7時15分、7時30分、7時45分、8時、9時、9時30分又は10時に変更できる制度。	62,956回	3,473人

- (注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。

(3) 休暇及び休業等の状況（平成30年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
		560,651	163,208	14,592	11.18

(注) 1 対象期間は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	18

介護時間	延取得者数 (人)
	2

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	371

(注) 1 介護時間は、平成29年1月1日に新設されました。

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	18	2	1	5
女	929	48	54	0	2
計	947	50	55	5	2

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（平成30年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
一般行政職員	本 庁	122.5
	現 地	65.7
	計	80.8
警察行政職員	警察本部	472.8
	警察署	472.8
	計	472.8

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（平成30年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	308		308	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	1			1	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	1	309	0	310	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（平成30年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	5	3	1	4	13	162
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	1	2	0	0	3	143
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	2	2	13
計		6	5	1	6	18	318

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（平成30年度）

区 分	内 容	処分等者数 (人)
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		0
教職員による児童生徒に対する非違行為		3
通常業務処理不適正		1
公金官物処理不適正		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為等）		14

(2) 営利企業等の従事許可（平成30年度）

許可件数	従 事 内 容
55件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・短期大学の非常勤講師等 ・太陽光電気の販売 ・不動産賃貸業 ・書籍出版 ・柔道審判 ・ソフトテニス部活指導員 ・スキー指導員 ・バルーンアート ・踊り指導 ・音楽グループ ・収藏品調査研究指導員 ・放送番組審議会委員 ・博物館協議会委員 ・文化財保護審議会委員 ・管弦楽指揮・指導 ・市民合唱団指揮 ・農地利用最適化推進員 ・市保健補導員 ・バスケットボール審判員 ・サッカー審判員 ・手話通訳 ・各種講師

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績（平成30年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対象者	回数等	日程	受講人員	
能力開発研修・政策研究	政策力	政策研究	採用3年目以上 (10年目まで)	1回	通年	72
		職員力量形成ゼミ	全職員	1回	通年	34
		地域資源を活かしたまちづくり	全職員	1回	通所2日	25
		政策形成に活かす統計活用	全職員	1回	通所2日	31
		自主企画海外派遣	採用2年目以上	3回	7日以上	3
		政策形成（採用5年目）	採用5年目	5回	通所1日	(116)
	共感力	地域に飛び出す職員支援	全職員	1回	通所半日	36
		ヘビー・クレーム対応力向上	全職員	2回	通所1日	42
		カウンセリング・マインド	全職員	1回	通所1日	36
		C S・接遇力向上	全職員	1回	通所1日	35
		西駒郷体験（採用2年目）	採用2年目	9回	1泊2日	(170)
		民間企業・NPO・福祉施設等体験（採用7年目）	採用7年目	122回	通所5日	(122)
	発信力	危機管理	管理監督者	1回	通所1日	23
		プレゼンテーション能力向上	全職員	1回	通所1日	18
		文章作成力強化	全職員	1回	通所1日	29
		わかりやすい資料作成	全職員	4回	通所1日	56
		プレゼンテーション（採用3年目）	採用3年目	5回	1泊2日	(173)
	専門技能習得	財務諸表	全職員	1回	通所1日	36
		実務セミナー派遣（長野経済研究所）	全職員	4回	通所1日	12
		救命・緊急対応体得（消防学校）	全職員	1回	1泊2日	12
				計	500	
キャリア形成研修	若手職員の 早期育成	新規採用課程（前期）	採用1年目	3回	2泊3日	184
		新規採用課程（後期Ⅰ）	採用1年目	3回	1泊2日	181
		新規採用課程（後期Ⅱ）	採用1年目	1回	通所1日	179
		採用2年目 ～共感力養成～	採用2年目	9回	1泊2日	170
		採用3年目 ～発信力養成～	採用3年目	5回	1泊2日	173
		採用5年目 ～政策力養成～	採用5年目	5回	通所1日	116
		採用7年目 ～共感力養成～	採用7年目	122回	通所5日	122
						計
リーダー養成研修	管理監督者の マネジメント力養成	課長級昇任前	課長補佐級 4年目～5年目	5回	通所1日	138
		係長級昇任前	主査級2年目以上	6回	通所1日	126
		リーダー養成Ⅰ	課長級職員	1回	通所2日	14
		リーダー養成Ⅱ	監督職員	1回	2泊3日	2
		リーダー養成Ⅲ	監督職員	1回	通年	22
		ホスピタリティリーダー養成	職員相談員等	2回	通所1日	24
		評価者研修	管理監督者	3回	通所1日	68
		ビジネスリーダー育成をめざすワークショップ派遣（軽信）	監督職員	1回	通年	1
						計
職場等支援研修	WLB	子育て職員支援	育児中の職員等	2回	通所半日	50
		ワークライフバランス	全職員	4回	通所半日	118
	女性活躍	リーダービジョン	主査～係長級女性職員	1回	通所1日	30
		キャリアデザイン	主事～主任級女性職員	1回	通所1日	18
	職員	任用替職員フォローアップ	任用替職員	1回	通所1日	5
		再任用職員	再任用予定職員	1回	通所半日	47
		新規採用職員教育担当者	新採教育担当者	1回	通年	—
eラーニング		全職員	1回	通年	34	
				計	302	
				合 計	2,322	

(2) 人事評価の実施状況（平成30年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成30年1月～12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	27,629

（対象者の内訳）

知事部局	5,128
行政委員会	30
県議会事務局	39
企業局	112
教育委員会事務局	990
教育委員会の教員	17,460
警察本部	3,870
合 計	27,629

【業績評価】

評価期間	前期：平成30年4月～平成30年9月 後期：平成30年10月～平成31年3月 （教育委員会の教員） 平成30年4月～平成31年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：9,789 後期：10,020 （教育委員会の教員） 年度末：17,460

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,954	5,106	-
行政委員会	30	30	-
県議会事務局	37	37	-
企業局	107	111	-
教育委員会事務局	966	974	-
教育委員会の教員	-	-	17,460
警察本部	3,695	3,762	-
合 計	9,789	10,020	17,460

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（平成30年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

対 象 者	受診者 (人)
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第8条に基づく定期健康診断対象者	8,655

② 人間ドック

対 象 者	受診者 (人)
<一般行政> (1泊2日) 55歳, 60歳 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 39歳, 41歳, 43歳, 45歳, 47歳, 49歳, 51歳, 53歳, 57歳, 59歳, 退職予定者 ※看護大学の教職員は教育行政の適用 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 64歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,063

③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	受診者 (人)
胃検診	3,886
有機溶剤取扱者特殊健康診断	149
特定化学物質特殊健康診断	53
放射線業務従事者特殊健康診断	38
福祉施設等職員特殊健康診断	103
と畜検査業務等従事者特別検診	97
VDT作業従事者特殊健康診断	1,693
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	167
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	921
B型肝炎予防接種（追加接種）	19
結核健診（予防）事業	31
脳ドック	611
一日健診	629
女性健診	8,560
骨密度検査	568
特定業務従事者健康診断（深夜業務従事者）	955
高気圧作業健康診断（潜水業務）	23
けん銃特練生健康診断（鉛）	22
騒音作業健康診断	52
運転業務従事者健康診断	111
石綿取扱者特殊健康診断	0

(2) 共済組合の負担金・掛金（平成30年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等についての給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（H31.3.31現在） （任意継続組合員を除く）		6,704 人	17,440 人	3,980 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,888,876 千円	4,997,813 千円	955,791 千円
	掛 金	1,888,687 千円	4,989,475 千円	968,741 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	223,199 千円	544,952 千円	91,505 千円
	掛 金	223,344 千円	544,857 千円	93,550 千円
厚生年金保険 給付に要する 費用	負 担 金	6,582,605 千円	18,601,207 千円	3,792,170 千円
	掛 金	3,859,841 千円	10,512,423 千円	2,410,019 千円
退職等年金 給付に要する 費用	負 担 金	318,692 千円	868,095 千円	196,254 千円
	掛 金	318,851 千円	868,085 千円	199,009 千円
経過的長期 給付に要する 費用	負 担 金	122,208 千円	426,188 千円	47,268 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	41,191 千円	127,040 千円	34,116 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	53,651 千円	163,236 千円	33,285 千円
	事業補助	53,774 千円	203,930 千円	26,260 千円
	掛 金	51,635 千円	163,229 千円	32,459 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（平成30年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（H31.3.31現在） A	7,891 人	17,206 人	3,982 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	302,980 千円	608,728 千円	110,135 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（平成30年度）

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	278
	(死亡)	0
	疾 病	9
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		287
(死亡)		0
通勤災害		16
(死亡)		0
合 計		303
(死亡)		0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	4
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		4
(死亡)		0
通勤災害		0
(死亡)		0
合 計		4
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
30年度	2,101,891人	789,988,716千円	6,555,763千円	253,461,035千円	32.1%	31.6%

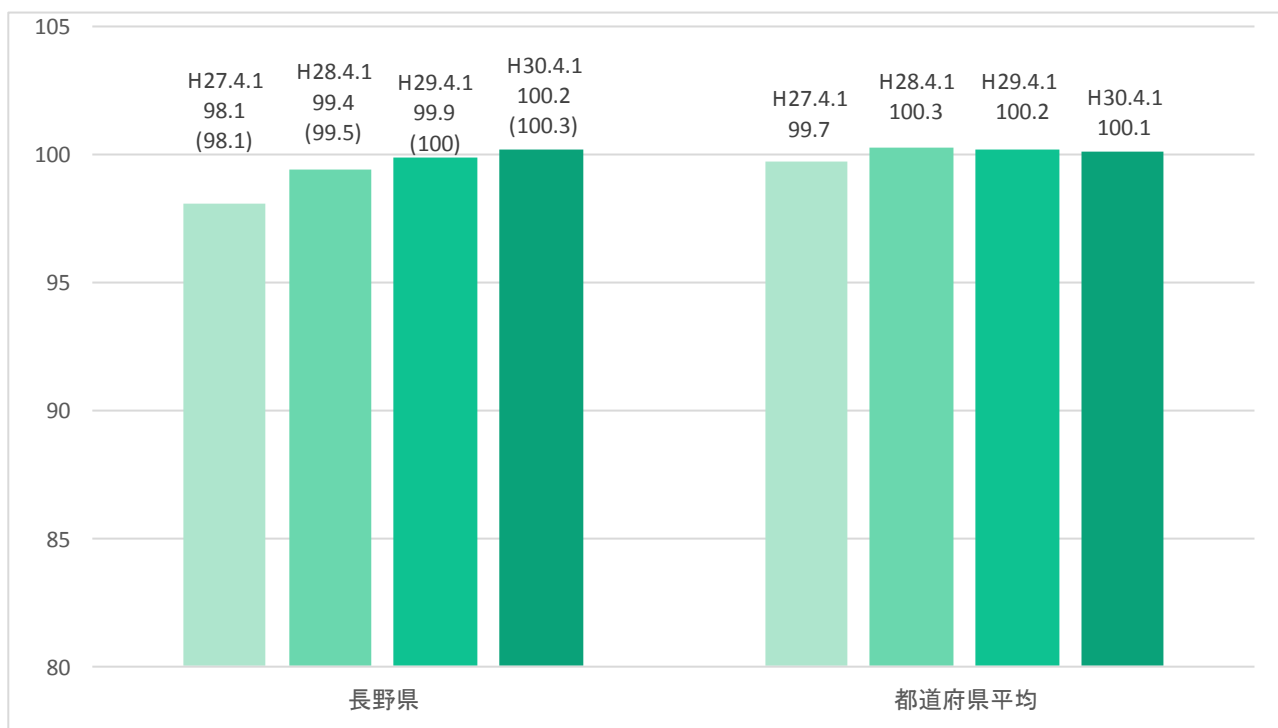
(注) 人件費には児童手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	26,162人	117,182,522千円	21,182,866千円	46,566,353千円	184,931,741千円	7,069千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、30年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円 383,105	円 382,533	572円 (0.15%)	% 0.15	% 0.15	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.43	月 4.40	月 0.03	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.3歳	337,543円	399,919円	373,323円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
都道府県平均	43.1歳	327,050円	413,909円	369,953円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	58.3歳	11人	276,809円	297,905円	290,760円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	58.2歳	10人	271,570円	291,596円	284,497円	うち用務員	55.6歳	207.2千円	1.41
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
都道府県 平均	52.9歳	210人	324,106円	379,720円	357,326円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,802千円	用務員	2,808.7千円	1.71

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成27～29年の3ヵ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	379,400円	431,318円
都道府県平均	44.8歳	375,279円	440,397円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.4歳	374,900円	420,424円
都道府県平均	43.0歳	361,178円	419,034円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	37.8歳	322,132円	427,564円	356,172円
国	41.3歳	317,397円	—	374,941円
都道府県平均	38.4歳	320,732円	456,228円	368,727円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の新任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	189,200円	179,200円
	高校卒	154,200円	147,100円
技能労務職	高校卒	149,600円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	211,300円	—
	高校卒	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	211,300円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	220,100円	208,000円
	高校卒	183,300円	169,500円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,235円	356,788円	385,033円	401,143円
	高校卒	233,521円	291,600円	347,729円	367,569円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	314,818円	395,182円	425,139円	437,034円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	316,589円	388,820円	417,716円	425,763円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	285,937円	383,759円	401,900円	412,788円
	高校卒	265,332円	355,518円	409,008円	407,712円

(8) 級別職員数等の状況 (平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は5,371人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	27人	0.5%	466,400円	536,800円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	40人	0.7%	415,200円	476,800円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	235人	4.4%	368,900円	452,600円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	414人	7.7%	324,300円	417,300円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	896人	16.7%	293,300円	399,800円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,799人	33.5%	266,800円	390,800円
3級	主任の職務	531人	9.9%	233,100円	356,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	933人	17.4%	196,200円	309,300円
1級	主事又は技師の職務	496人	9.2%	145,200円	251,600円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,783人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	109人	2.3%	424,100円	481,600円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	153人	3.2%	335,200円	458,600円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,296人	89.8%	204,200円	423,400円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	225人	4.7%	159,100円	334,100円

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 10,143人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	556人	5.5%	413,700円	457,000円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	575人	5.7%	295,400円	429,600円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,695人	85.7%	175,300円	412,400円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	317人	3.1%	159,100円	311,900円

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,492 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	430,100円	484,800円
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	27人	0.8%	388,300円	462,700円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	53人	1.5%	353,100円	448,400円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	82人	2.3%	324,100円	432,600円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	464人	13.3%	297,100円	426,000円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	816人	23.4%	252,800円	405,200円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	700人	20.0%	212,000円	387,500円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	884人	25.3%	185,000円	367,800円
1級	巡査の行う職務	448人	12.8%	169,000円	330,300円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,736千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

長 野 県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 3,778千円 22,046千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成31年1月1日現在）

支給実績（30年度決算）		2,410,726千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		84,768円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	41人	20.0%	20.0%
大阪市等	8人	16.0%	16.0%
名古屋市等	5人	15.0%	15.0%
横須賀市、みよし市	2人	10.0%	10.0%
長野県（塩尻市）	721人	1.7%	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	11,530人	1.7%	3.0%
長野県（上記以外）	13,746人	1.7%	0%
医師	27人	16.0%	16.0%
平均支給率		1.7%	1.77%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	1,780,931千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	99,117円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	66.41%
手当の種類（手当数）	37

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 980	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,049	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,627	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 703	作業1日につき500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 104	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,052	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,662	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,363	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 95	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 36	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 696	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,130	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 140	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 10,571	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 449	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円

外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 19,873	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
--------	------------------------------------	--------------	--

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 315	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務1夜につき2,100円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 191	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童	千円 1,214,865	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額

		<p>又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p> <p>特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務</p> <p>小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務</p> <p>学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの</p>		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 54,833	業務1日につき100円
入学者選拔手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 22,139	1時間につき240円
特殊現場作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考

		において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 124,121	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 8,980	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 12,972	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 61,416	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 64,986	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 2,402	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。)		作業1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 113	指導1日につき310円(指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円)
爆発物等 取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円)

	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 1,899	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1) 人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 43,315	(1) にあつては作業 1 体につき 3,200 円、(2) にあつては作業 1 日につき 2,000 円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事	千円	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作

		委員会と協議して定めるものに限る。)	506	業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 78,441	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 6,695	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 107	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,103	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合計	職員1人当たり 平均支給年額
30年度	1,285,140千円	1,792,348千円	3,077,488千円	320千円
29年度	1,261,446千円	1,786,140千円	3,047,586千円	316千円

⑥ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円	2,799,718 千円	234,246 円
	区分	手当の額				
	配偶者	10,000円				
	子、孫、父母、祖父、母、弟妹、重度心身障がい者 1人につき子8,000円、父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、1人目については子10,000円、父母等9,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする					
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	1,745,111 千円	277,089 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)				
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	2,815,320 千円	117,319 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）				
区分	手当の額														
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。														
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）														
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。	異なる	《国の制度》 6,000～45,000円を加算	441,255 千円	382,701 円										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	629,979 千円	212,686 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	20,000円	一般の宿日直	4,200円	特別支援教育諸学校	6,900円	警察	7,200円
	区分					手当の額(勤務1回につき)									
	医師					20,000円									
	一般の宿日直					4,200円									
特別支援教育諸学校	6,900円														
警察	7,200円														
特別勤務員管理職手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	27,744 千円	182,526 円										
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	644,813 千円	160,641 円										

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	1,662,480 千円	730,118 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					主な職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	主な職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円					
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	1,572,500 千円	65,408 円										
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	74,710 千円	2,576,206 円										
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地4/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	1,781 千円	31,239 円										
夜勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	182,881 千円	74,828 円										
指農 導林 手業 当普 及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			31,278 千円	167,261 円										
へき 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地3/100～4級地6/100）を乗じて得た額を支給。			31,481 千円	64,910 円										

教員特別手当 義務教育等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,109,675 千円	62,243 円
教育手当 定時制通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			78,468 千円	237,782 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			106,223 千円	232,944 円

(10) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,278,000円
	副 知 事	985,000円
報 酬	議 長	985,000円
	副 議 長	861,000円
	議 員	804,000円
期 末 手 当	知 事	(30年度支給割合) 3.3月分
	議 長	(30年度支給割合) 3.3月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 127万8千円×在職月数×0.55 3,373万9千2百円 任期毎
	副 知 事	98万5千円×在職月数×0.40 1,891万2千円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度					
電気事業	2,632,527	1,386,259	316,348	12.0	12.6
水道事業	4,563,274	727,856	277,001	6.1	6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 167,258 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度						
電気事業	54	218,158	52,339	90,859	361,356	6,692
水道事業	56	247,639	48,200	103,412	399,251	7,129

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、30年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	43.3歳	358,722円	552,704円
	団体平均	44.6歳	369,164円	583,211円
水道事業	長野県	49.5歳	383,689円	587,223円
	団体平均	43.7歳	363,652円	571,975円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（30年度）	
電気事業	1,683 千円
水道事業	1,847 千円
(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20年	19.6695 月	24.586875 月
勤続 25年	28.0395 月	33.27075 月
勤続 35年	39.7575 月	47.709 月
最高限度額	47.709 月	47.709 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	- 千円	25,875 千円
水道事業	- 千円	24,190 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績(30年度決算)		9,526 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		86,600 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	2.0	54	2.0
水道事業(全県)	2.0	56	2.0

エ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績(30年度決算)		千円		
	電気事業	97		
	水道事業	266		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		円		
	電気事業	3,731		
	水道事業	26,600		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		%		
	電気事業	48.1		
	水道事業	17.9		
手当の種類(手当数)		電気事業及び水道事業合計で6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 64	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)

	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	土砂の崩落の危険がある溝、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																			
	水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離区分 活線の 電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> <tr> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> <th>メートル 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の 電圧区分	頭上	側面	足下	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
距離区分 活線の 電圧区分	頭上		側面	足下																		
	メートル 以内	メートル 以内	メートル 以内																			
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																			
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																			
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																			
	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																			
	大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			
	重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																			
	重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																			
	道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																			

		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 38	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 2	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 258	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜の殺、家畜の死体の焼却若しくは埋葬又は畜舎等の消毒の作業	千円 1	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）		千円
電気事業	18,745	
水道事業	15,421	
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		千円
電気事業	408	
水道事業	315	
支給実績（29年度決算）		千円
電気事業	15,236	
水道事業	14,372	
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		千円
電気事業	324	
水道事業	299	

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額		電気事業	電気事業
	配偶者	10,000円		8,780	258,235
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき8,000円、父母等6,500円（職員に配偶者が不在の場合、1人目については子10,000円、父母等9,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	〈国の制度〉 配偶者…6,500円 子…10,000円 父母等…6,500円	水道事業 7,390	水道事業 230,938	

住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	電気事業 1,638	電気事業 273,000
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)		借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	水道事業 1,479	水道事業 295,800
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		交通用具使用者の支給額 2,000円~24,500円	電気事業 7,123	電気事業 178,075
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。		特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	水道事業 7,454	水道事業 143,346
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円~16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 6,000~45,000円を加算	千円 電気事業 1,368 水道事業 720	円 電気事業 456,000 水道事業 360,000

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し、勤務1回につき4,200円を支給。	同じ	—	千円 電気事業 33 水道事業 22	円 電気事業 4,125 水道事業 4,400										
勤務手当 管理職員特別	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 0	円 0										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。 <table border="1" data-bbox="252 757 770 875"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 6,252 水道事業 6,680	円 電気事業 781,500 水道事業 954,286				
職	支給額														
部長級（行政職）	94,800円～130,700円														
課長級（行政職）	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。 <table border="1" data-bbox="252 1122 770 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 3,815 水道事業 3,731	円 電気事業 71,981 水道事業 71,750
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
務手 地勤 手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地4/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円 0	円 0										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 0	円 0										

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程（平成30年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 安曇野市	7月10日～23日 7月27日～8月6日 長野市	8月17日
	行政B	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	4月22日 長野市 松本市	5月18日～21日 5月25日～28日 長野市	5月31日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）	6月24日 長野市 安曇野市	7月10日～23日 7月27日～8月6日 長野市	8月17日
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 安曇野市	7月10日～23日 7月27日～8月6日 長野市	8月17日
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 安曇野市	7月10日～23日 7月27日～8月6日 長野市	8月17日
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成31年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成31年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月24日 長野市 安曇野市	7月10日～23日 7月27日～8月6日 長野市	8月17日
	管理栄養士	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④管理栄養士の免許を有する人(平成31年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次の①を満たす人で②及び③を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ③臨床検査技師の免許を有する人(平成31年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	9月23日 長野市 松本市	10月14日 10月29日～11月1日 長野市	11月12日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市 松本市	10月14日 10月29日～11月1日 長野市	11月12日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	電気	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市 松本市	10月14日 10月29日～11月1日 長野市	11月12日
	農業	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 松本市	7月24日 長野市	8月17日
	鑑識 化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市 松本市	10月26日 長野市	11月12日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A) (第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月17日～21日 長野市	7月2日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A) (第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月8日 長野市 松本市 東京都 神奈川県 愛知県	8月20日～22日 長野市	9月4日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月8日 長野市 松本市		
長野県警察官採用試験 (B) (平成30年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市 松本市	6月24日～26日 長野市	7月2日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験（B） （平成31年4月採用）	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市 塩尻市 東京都 神奈川県 愛知県	10月19日～24日 長野市	11月12日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市 塩尻市		
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市 松本市	10月14日 10月29日～11月1日 長野市	11月12日

(2) 採用試験の実施状況 (平成30年度)

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	60名程度	448	349	181	166	75	4.7
	行政B	15名程度	449	385	85	81	30	12.8
	社会 福祉	5名程度	19	17	5	5	4	4.3
	心理	若干名	12	7	5	4	2	3.5
	電気	若干名	17	12	7	5	2	6.0
	機械	若干名	10	7	3	2	1	7.0
	化学	5名程度	21	19	10	8	3	6.3
	農業	15名程度	68	53	38	34	13	4.1
	水産	若干名	8	8	7	7	1	8.0
	総合 土木	15名程度	31	22	19	16	13	1.7
	建築	若干名	8	6	3	3	2	3.0
	林業	5名程度	23	16	11	9	6	2.7
	薬剤師	5名程度	11	9	8	8	5	1.8
	保健師	5名程度	24	20	16	16	7	2.9
管理 栄養士	若干名	33	29	7	7	2	14.5	
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床 検査 技師	若干名	5	4	2	2	1	4.0

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	95	82	14	14	6	13.7
	電気	若干名	8	7	7	7	3	2.3
	農業	若干名	11	9	7	7	2	4.5
	総合 土木	若干名	9	7	3	3	3	2.3
	林業	若干名	10	8	6	3	2	4.0
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	104	70	24	20	5	14.0
	鑑識 化学	若干名	21	15	10	8	1	15.0
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	117	100	29	26	7	14.3
長野県警察官採用試験 (A) (平成31年4月採用(第1 回))	男性	65名程度	519	320	232	188	98	3.3
	女性	5名程度	157	91	34	25	11	8.3
長野県警察官採用試験 (A) (平成31年4月採用(第2 回))	男性	25名程度	317	142	107	82	34	4.2
	女性	5名程度	81	41	36	20	8	5.1
長野県警察官採用試験 (B) (平成30年10月採用)	男性	30名程度	253	166	122	111	29	5.7
	女性	5名程度	68	37	24	22	6	6.2
長野県警察官採用試験 (B) (平成31年4月採用)	男性	30名程度	285	208	146	130	32	6.5
	女性	5名程度	87	59	31	27	8	7.4
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	20名程度	306	264	56	48	19	13.9

(3) 採用選考の実施状況（平成30年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

職 種	採 用 予定者数 (人)	申 込 者 数 (人)	1 次 考 査 受 験 者 数 (人) A	1 次 考 査 合 格 者 数 (人)	2 次 考 査 受 験 者 数 (人)	最 終 合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
行政 (一般枠)	15名程度	238	176	36	34	13	13.5
行政 (地域活力創造枠)	5名程度	67	51	12	12	6	8.5
社会福祉	若干名	20	17	11	11	6	2.8
農業	若干名	6	6	3	3	2	3.0
木工	若干名	1	1	1	1	1	1.0
林業	若干名	3	3	3	3	2	1.5
総合土木	5名程度	14	11	8	8	4	2.8
建築A	若干名	8	6	6	5	2	3.0
化学	若干名	7	6	6	6	1	6.0
薬剤師	若干名	3	2	2	2	1	2.0
管理栄養士	若干名	11	10	7	7	3	3.3
保健師	若干名	0	—	—	—	—	—

② 身体障がい者を対象とする職員採用選考（第1回）

職 種	採 用 予 定 者 数 (人)	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
県職員	若干名	16	14	4	3.5
警察職員	若干名	12	10	2	5.0
小中事務	若干名	13	11	1	11.0

③ 身体障がい者を対象とする職員採用選考（第2回）

職 種	採 用 予 定 者 数 (人)	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
県職員	5名程度	74	71	11	6.5
警察職員	若干名	67	65	0	—
小中事務	若干名	64	61	1	61.0

④ 県職員（環境保全研究所において研究の業務に従事する者）採用選考

職 種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
技師（研究職2級）	7	1	7.0

⑤ 県職員（南信工科短期大学校において教授又は准教授の業務に従事する者）採用選考

職 種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
教授又は准教授	3	1	3.0

⑥ 長野県教育委員会事務局職員（埋蔵文化財に関する業務に従事する者）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
文化財専門員	10	1	10.0

⑦ 長野県警察職員（保健師）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
保健師	3	1	3.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成30年）

第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

第2 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

企業規模・事業所規模50人以上の県内198民間事業所を抽出し、従業員7,697人の給与月額等を調査（完了率 91.4%）

ア 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) (C / B × 100)
383,105円	382,533円	572円 (0.15%)

イ 特別給（ボーナス）

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A) - (B)
4.43月分	4.40月分	0.03月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

人事院が勧告した俸給表に準じることを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一定の調整を行うことにより引上げ改定

イ 地域手当

県内の支給割合について、国の支給割合や他の都道府県の算出方法を踏まえ、引下げ（引下げによる給与の減少分は、公務と民間の給与の均衡を図るため、給料表の改定により解消）

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を、国家公務員との均衡等を考慮し引上げ改定

エ 宿日直手当

宿日直手当について、国家公務員との均衡等を考慮し引上げ改定

オ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.05月分引上げ（4.40月分→4.45月分）、勤勉手当に配分

平成31年度以降は、6月期と12月期の期末手当・勤勉手当が均等になるよう配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	年間
平成30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
	勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）	1.85月
平成31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月

(3) 実施時期等

平成30年4月1日から実施。ただし、地域手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日から、平成30年度の期末手当・勤勉手当については平成30年12月1日から、平成31年度以降の期末手当・勤勉手当については平成31年4月1日から実施

なお、平成30年4月から地域手当の改定の実施の日の前日までの期間に係る地域手当の支給割合の引下げに伴う地域手当等の減額分に相当する額を考慮し、年間給与で公務と民間との均衡を図るため、本年12月期の勤勉手当において所要の調整を実施

第3 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成

- ・ 優秀で多様な人材の採用に向けて、民間企業等の採用選考活動の取組の動向を注視しつつ、社会情勢の変化に即した職員採用制度の見直しを逐次行っていくとともに、長野県職員として働くことの魅力をより効果的に発信していくなど、積極的に人材確保策を展開していく。職員採用を取り巻く情勢が厳しくなる中、特定の技術職種について、人材確保に向けた新たな取組について検討していくことが必要
- ・ 職員の年齢構成や経験年数に著しい偏りが生じており、県政の次代を担う若手・中堅職員の育成は重要な課題。OJTを効果的に実施できるよう職場環境を整備していくとともに、資格取得や外部研修の受講、地域活動等への積極的な参加を支援するための取組を推進していくことにより、主体的・積極的に行動できる職員を育成していくことが重要。そのためには、管理・監督の立場にある職員が、マネジメント能力を向上させるとともに、風通しのよい職場環境づくりに努めることも重要
- ・ 女性活躍推進の観点から、引き続き職員採用試験における女性の受験者増加に向けた取組を進めるとともに、今後も女性職員の登用を推進していくために、家庭生活との両立を可能としながら、女性職員がその能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる職場環境づくりに一層取り組むことが重要
- ・ 一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」を創設すること等を内容とする「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の趣旨や本県の実情等を踏まえ、本県の臨時・非常勤職員の任用等に関する制度を再構築していくことが必要

2 雇用と年金の接続

- ・ 人事院は平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行っており、地方公務員の定年については、国家公務員の定年制度等を参考に制度改正がなされることから、今後、国の関係法令の改正状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて検討を進めていくことが必要。なお、55歳を超える職員の昇給制度の在り方についても、今後検討していくことが必要
- ・ 再任用希望者の増加が見込まれており、今後も再任用希望者の意欲や能力、適性等に応じて、適切な業務や職位へ配置するなど、定年前に培った能力と経験を活かして意欲を持って働けるよう適切な人事管理を行っていくことが必要

3 仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等

- ・ 仕事と家庭の両立を支援し、職員が安心して働き続けることができる勤務環境を整備することは、ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、優秀な人材を確保し、職員が持てる能力を最大限に発揮して職務を遂行する上で極めて重要であり、職員が育児や介護に関する両立支援制度を有効活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備に努めるとともに、職場全体で制度を活用している職員をサポートするという意識の醸成を図っていくことが重要。また、ワーク・ライフ・バランスを一層推進していくため、柔軟で多様な働き方を可能とするための勤務時間制度や休暇制度について、今後も検討していくことが必要
- ・ 人事院は、非常勤職員の休暇について、いわゆる結婚休暇を設けるなど慶弔に係る休暇について所要の措置を講ずることとしており、本県においても検討を行っていくことが必要

4 働き方改革と時間外勤務の縮減

- ・ 人事院は、国家公務員の超過勤務命令の上限を人事院規則で定めることとしており、本県においても、職員に適用される時間外勤務の上限を定める規定を新たに設けることについて検討していくことが必要

- ・ 時間外勤務の縮減は、職員の健康保持のみならずワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上の観点からも極めて重要な課題であり、限られた人員や財源のもとで多様化・複雑化する行政課題に対応し成果を挙げるためには、同時に働き方改革にも積極的に取り組むことが重要。今後も、「県庁時短プロジェクト」の推進など実効性のある取組を続けていくことが重要
- ・ 長時間労働を是正する取組を推進していく上では、職員の勤務時間を適正に把握していくことが重要であり、勤務時間を客観的に把握する方策を具体的に検討していくことが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度）

区分	平成29年度末 (30.3.31) 係属件数	平成30年度						平成30年度末 (31.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給与	0	1	0	0	1	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1	0	0	0

11 不利益処分に関する審査請求の状況（平成30年度）

区分	平成29年度末 (30.3.31) 係属件数	平成30年度						平成30年度末 (31.3.31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数						
			判定			却下	取下げ		
			処分 承認	処分 修正	処分 取消				
分限 処分	免職	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒 処分	免職	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0